～高校・大学等へ進学する学生の保護者様へ～

令和８年度
安曇野市入学準備金貸付制度のご案内

制度の趣旨、内容をよく理解していただいたうえで、お申し込みください。

安曇野市では、株式会社マル井様及び、髙原 千江子様の寄附金とふるさと納税による寄附金を活用し、未来を担う人材の育成に資するため、入学準備金の貸し付けを行っています。

令和９年４月に高等学校又は大学等への入学を希望する生徒の保護者で、条件を満たす方に対し、入学に必要な資金の一部を貸し付けします。

１．対　象

令和９年４月から高校・大学等に入学する生徒の保護者

２．貸付限度額

学校種別等		貸付限度額
高等学校・高等専門学校	国・公立	10 万円
	私立	30 万円
大学・短期大学・専修学校	国・公立	40 万円
	私立	60 万円

３．貸し付け利子

無利子

４．要　件

＜申請者＞

（１）高校・大学等に入学することが確実である進学希望者の保護者であること。

（２）安曇野市に住民票があり、かつ、現に市内に居住している方。

（３）生計を一にする者の所得の合計額が基準額（※）以下である方。

※ 基準額については下表のとおりです

世帯構成	基準額（世帯合計所得額）
子ども１人世帯	800 万円
子ども２人世帯	900 万円
子ども３人世帯	1000 万円
⋮	以降も同様に 100 万円ずつ加算

（子どもの定義としては生計を一にする者が対象となります）

（４）連帯保証人（１名）を立てられる方。

連帯保証人の要件は次のとおりです。(①～④すべて満たす方)

① 安曇野市に住民票があり、かつ、現に市内に居住している方。

② 借受人とは別の世帯で独立の生計を営む 18 歳以上の者で、市税に滞納がない方。

③ 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又は、破産手続き開始の決定を受けていない方。

④ 申請者が借り受ける額の３倍以上年収がある方。(年金収入を含む)

５．返済方法

入学月の４月から返済（月賦払い）が始まります。「高等学校・高等専門学校」へ入学した場合、お子さんの通常の修学期間内に完済していただきます。「大学・短期大学・専修学校」へ入学した場合、６年以内に完済していただきます。なお、繰り上げ返済も可能です。

６．返済例

（１）【高等学校（国公立)】

・**10 万円**を借りた場合（修学期間３年・返済期間３年）

2,800 円×35 カ月、最終月は 2,000 円

（２）【高等学校（私立)】

・**30 万円**を借りた場合（修学期間３年・返済期間３年）

8,400 円×35 カ月、最終月は 6,000 円

（３）【大学（国公立)】…４年制

・**40 万円**を借り、６年で返済する場合

5,600 円×71 カ月、最終月は 2,400 円

（４）【大学（私立)】…４年制

・**60 万円**を借り、６年で返済する場合

8,400 円×71 カ月、最終月は 3,600 円

★「大学・短期大学・専修学校」は、修学期間に関係なく、「最長６年」まで返済期間を設けられます。

７．申し込み期間　令和９年２月 26 日（金）　まで

※受験前でも要件の審査等ができます。

※貸し付けには審査時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

８．注意事項

※申請者の収入状況や市税の滞納状況から、返済が困難と見受けられるときは、詳しい返済計画を聞き取ったうえで、貸し付けの適否を判断させていただく場合がございます。

※私立で手続きを進めており、契約後（貸付後）に国公立へ変更となった場合は、貸し付けた額を直ちに返済いただきます。(この場合、法律による利息が付されることがあります。)

入学準備金貸付制度の利用の流れ　（※申請者：学生の保護者）

１　申請者から入学準備金の申し込みをしていただきます。

（提出書類）

入学準備金借受申請書

同意書

志望校が決まり次第ご申請ください。

注）市外在住で、お子様の進学に際し市内へ転入される場合、申請には所得審査をさせていただくため、「収入を証明する書類（源泉徴収票ほか）」のご準備をお願いいたします。

２　市が内容を審査し、結果を通知します。

申請者に入学準備金の貸し付けの適否を通知します。

【貸付可能で、お子様が合格された場合】

３　（合格発表後）申請者から入学準備金の借用手続きをしていただきます。

（提出書類）

入学準備金借用契約書

入学が確実であることを証するもの（合格通知等）

申請者と連帯保証人の印鑑証明書

振込先を確認する書類

審査が通った方は、お金を借りる契約をします。

４　市が貸し付けを行います。

手続き完了後、20 日程度で指定された口座に振り込みします。

５　申請者はお子さんの入学後から返済をしていただきます。

入学後、１カ月以内に入学を証する書類（在学証明書等）を提出していただきます。

入学月から月額での返済が始まります。なお、繰り上げ返済も可能です。

※提出いただく申請書類については、安曇野市ホームページから書類一式を印刷していただくか、下記窓口までご請求ください。

お問い合わせ先
安曇野市教育委員会事務局 教育部 学校教育課 教育総務係
安曇野市役所本庁舎 ３階 ９番窓口（電話：0263-71-2223）

様式第１号（第５条関係）

入学準備金借受申請書

令和〇年〇月〇日

（宛先）　安曇野市長

借受申請者　長野　太郎
連帯保証人　信濃　一郎

下記のとおり、入学準備金の借受けを申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">借受申請者</td><td>フリガナ　ナガノ　タロウ
氏名
長野　太郎</td><td>生年月日</td><td>昭和〇年〇月〇日生
（　〇歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所
安曇野市豊科 6000 番地</td><td>住宅関係
持家・借家・間借・同居</td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先１
0263-71-2223</td><td>連絡先２
090-0000-0000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入学希望者</td><td>フリガナ　ナガノ　ハナコ
氏名
長野　花子</td><td>生年月日</td><td>平成〇年〇月〇日生
（〇歳）</td></tr>
<tr><td>在学校
安曇野高等学校</td><td colspan="2">入学希望校
安曇野大学</td></tr>
<tr><td>〇年〇月〇日卒業・卒業見込み</td><td colspan="2">全日制・定時制・一部・二部</td></tr>
<tr><td rowspan="3">連帯保証人</td><td>フリガナ　シナノ　イチロウ
氏名
信濃　一郎</td><td>生年月日</td><td>昭和〇年〇月〇日生
（〇歳）</td></tr>
<tr><td>住所（自宅）
安曇野市豊科〇〇番地</td><td colspan="2" rowspan="2">職業
会社員
勤務先
〇〇株式会社
（安曇野市穂高〇〇番地）</td></tr>
<tr><td>連絡先
0263-72-〇〇〇〇</td></tr>
</table>

借受人と生計を一にする者の状況	氏名	年齢	職業	勤務先又は在学校名及び役職	年間所得額（賞与を含む。）
	長野　太郎	50	製造業	○○会社	2,485,856 円
	長野　洋子	43	パート	スーパー	416,000 円
	長野　花子	18	高校生	安曇野高校	
	長野　次郎	13	中学生	安曇野中学校	
	長野　正太郎	70	農業		106,300 円

希望する金額	返済方法（月賦）
６０万 円	月額　8,400　円　最終月　3,600　円 （72 回払い）

資金の使途、他の資金調達の方策など記入してください。

入学金、通学に係る費用、その他学用品の購入に充てる。

日本学生支援機構からの奨学金（無利子）の利用を予定している。

※調査・決定				
	受付年月日	年　月　日	受付番号	
	貸付けの適否		理　由	
	適・否			
	貸付金額	貸付年月日	貸付番号	
				年 年　月　日まで（　回払）
	審査会記録			

所得のある方について、その方の直近の源泉徴収票や、確定申告書の控えなどにより、記載してください。（収入額ではなく所得額です。）ご不明な場合は、記入いただかなくて結構です

※印の欄は記入しないでください。

同　意　書

令和〇年〇月〇日

（宛先）　安曇野市長

1　私は、入学準備金を借り受けるにあたって、下記について同意します。
　また、借受人及び連帯保証人にあっては、後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又は破産手続開始の決定を受けていないことを誓います。

記

（1）　市長が世帯若しくは居住の状況又は市税の申告・課税・納付の状況に係る資料を閲覧すること。

（2）　安曇野市において上記１の資料の閲覧ができない場合は、これを取得し、提出すること。

（3）　返済を滞った場合、私の勤務先、口座並びに所有する不動産及び自動車に係る情報を市長が取得すること。

借受人と連帯保証人の押印は実印でお願いします。

（借受人）

長野　太郎　　㊞

（連帯保証人）

信濃　一郎　　㊞

2　私は、入学準備金を借り受けるにあたって、下記について同意します。

（1）　市長が世帯若しくは居住の状況又は市税の申告・課税・納付の状況に係る資料を閲覧すること。

（2）　安曇野市において上記１の資料の閲覧ができない場合は、これを取得し、提出すること。

（借受人と生計を一にする者）

借受人と生計を一にする者については、
認印をお願いします。
なお、それぞれ別々の印鑑で押印ください。
ただし、シャチハタは不可とします。

また、お子様など自身の印鑑がない場合は、
自署（押印なし）をお願いします。

長野　洋子　　㊞

長野　花子　　㊞

長野　次郎　　㊞

長野　正太郎　　㊞

㊞

㊞